

## 地域管理経営計画等の変更のあらまし



ダケカンバを主体とする二次林



国民の森林・国有林

注:本資料は計画書本体ではなく、計画の概要を取りまとめたものです。

## 1 変更計画区及び計画期間

地域管理経営計画等の変更を行う計画区及び計画期間は下記のとおりです。

変更森林計画区	計 画 期 間
留 萌	平成19年4月1日～平成24年3月31日
上川北部	平成20年4月1日～平成25年3月31日
宗 谷	平成18年4月1日～平成23年3月31日
石狩空知	平成20年4月1日～平成25年3月31日
上川南部	平成21年4月1日～平成26年3月31日
後志胆振	平成20年4月1日～平成25年3月31日



## 2 変更の理由

### 【6 森林計画区共通】

森林吸収源対策を推進するため、育成単層林及び育成複層林の間伐に係る伐採箇所を追加等により伐採総量等を変更する。

### 3 計画数量

区 分	主 伐	間 伐	臨時伐採量	合 計
留 萌	9,400	183,199 (8,403)	14,300	206,899
上川北部	800	182,786 (9,053)	18,628	202,214
宗 谷	13,712	159,835 (6,352)	8,500	182,047
石狩空知	5,860	848,648 (26,159)	88,550	943,058
上川南部	4,831	332,532 (18,793)	15,900	353,263
後志胆振	0	161,029 (9,414)	8,500	169,529

注:( )は間伐面積である。

#### (参考) 森林吸収源対策について

我が国は、気候変動枠組み条約に基づく京都議定書により、第1約束期間(2008年(H20)～2012年(H24))における温室効果ガスの総排出量を基準年(1990年(H2))比で6%削減することとしています。また、このうち3.8%(年間1,300万炭素トン相当)を森林吸収量で確保することとしており、「京都議定書目標達成計画」を策定し、間伐の推進等に取り組むこととしています。

【お問い合わせ先】

北海道森林管理局計画部計画課

住所 〒064-8537 札幌市中央区宮の森3条7丁目70番  
TEL:011-622-5241 FAX:011-614-2652

留萌北部森林管理署

住所 〒098-3392 天塩郡天塩町新栄通6丁目  
TEL:01632-2-1151 FAX:01632-2-1153

留萌南部森林管理署

住所 〒077-0044 留萌市沖見町2丁目71番地1  
TEL:0164-42-2515 FAX:0164-42-2517

上川北部森林管理署

住所 〒098-1202 上川郡下川町緑町21番地4  
TEL:01655-4-2551 FAX:01655-4-2553

宗谷森林管理署

住所 〒097-0022 稚内市中央1丁目2-7  
TEL:0162-23-3617 FAX:0162-23-3615

石狩森林管理署

住所 〒064-0809 札幌市中央区南9条西23丁目1-10  
TEL:011-563-6111 FAX:011-563-6113

空知森林管理署

住所 〒068-0003 岩見沢市3条東17丁目34  
TEL:0126-22-1940 FAX:0126-22-3386

空知森林管理署北空知支署

住所 〒074-0414 雨竜郡幌加内町字清月  
TEL:0165-35-2221 FAX:0165-35-2223

上川中部森林管理署

住所 〒070-8003 旭川市神楽3条4丁目3番25号  
TEL:0166-61-0206 FAX:0166-61-0690

上川南部森林管理署

住所 〒079-2401 空知郡南富良野町字幾寅  
TEL:0167-52-2772 FAX:0167-52-2319

後志森林管理署

住所 〒044-0002 虻田郡倶知安町北2条東2丁目  
TEL:0136-22-0145 FAX:0136-22-0106

# 別紙

## 国有林の森林計画制度について

国有林では、「国有林野の管理経営に関する法律」に基づき、森林の他、林道やレクリエーション施設、貸地といった土地も含めて国有林野の管理経営の方針を「地域管理経営計画」として定めています。また同時に、地域管理経営計画に即して、林小班単位で、具体的な伐採や造林の方法、保護林やレクリエーションの森の設定などを「国有林野施業実施計画」として定めています。

これらの計画はいずれも、5カ年の計画で流域ごとに定めることとなっており、北海道では13の森林計画区に区分され、5年ごとに策定しています。

